

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷九十三第

行發日一月十年九和昭

論叢

鑛業税に就きて……………法學博士 神戸正雄
 不全競争について……………文學博士 高田保馬
 經營形態としての共販會社……………經濟學博士 小島昌太郎

研究

世界大戰前に於ける英領印度の金爲替本位に就いて……………經濟學士 松岡孝兒
 不定期船衰頹の諸原因に關する基本的考察……………經濟學士 佐波宣平
 ヴイクゼルの自然利子論……………經濟學士 青山秀夫
 取引所の公定する相場に就て……………經濟學士 今西庄次郎

說苑

株仲間の冥加金につきて……………經濟學士 宮本又次
歴史研究に於けるディルタイの資本主義觀……………經濟學士 出口勇藏

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

研 究

世界大戦前に於ける英領印度の金爲替
本位に就いて

松 岡 孝 兒

一 序 言

金爲替本位は、その成立の當初より、資本主義制經濟組織の發展に伴ひ、必然的にその様式の發展を遂げざるを得なかつた。この點についての私見は既に之を述べた¹⁾。私は今や更に轉じてかのごとき金爲替本位のうち、世界大戦前に於いて最も人々の關心を惹き、人口に膾炙せるものとして英領印度のそれを取り上げ、先づ劈頭に、そが世界大戦前に於いて何が故に特に著聞せるかを一言述べる。

周知のごとく金爲替本位の成立は、資本主義の發展に伴ふ貨幣本位の發展過程に於いて、金本位の確立に對して銀本位従つては複本位の没落を來し、その間銀本位國に銀の下落を生ぜしめた

1) 拙稿：金爲替本位様式の發展に就いて（經濟論叢、第39卷、第3號）參照。

結果擡頭し來れるものである。更に詳言すれば、十八世紀の中葉を界として著しく勃興し來つた金本位の隆盛は、之と對立的とならざるを得なかつた銀本位及び金銀複本位の凋落を將來し、²⁾その市場に於ける金有高の増加に對し、銀有高の超比例的激増を來し、ここに金本位にあらざる國の經濟的打撃、從つては疲弊となり、之が打開策として、複本位國は謂はゆる跛行複本位を、銀本位國は金爲替本位を採用して、此等の國に於ける爲替を安定し、更にこの爲替の安定を通じてその對内貨幣價値の安定を意圖するに至つたことに基く。之によつて第一には、これまで金銀なる二種金屬の自由鑄造を認め對外的支拂には此等二種金屬を無差別に受領し得るといふがごとき國は存在を失ひ、跛行的なる形容詞を附し以つて名義上は複本位を裝へるも實際上是全く金本位によれる國と、第二には、對内的には銀を使用するも對外的には金爲替によらざるを得ざるに至つた金爲替本位國とが、新貨幣本位の形式として認められるに至つた。³⁾

此等の關係に於いて成立せる金爲替本位中、事實上最も大なる關心を惹いたのは英領印度のそれである。勿論これと同じ考方による貨幣本位の成立は、已に一六八五年佛領カナダに行はれたといはれ、⁴⁾或は又一八六四年には蘭領東印度に於いても採用されたといふ。⁵⁾併し此等の事情にも拘らず、英領印度に於ける金爲替本位は、何が故に特に著聞したのであるか。

凡そ貨幣本位は、ヨオロッパに於いては十九世紀の當初から、イギリスによる金本位と、フランスを中心とせる歐米大陸に於ける複本位とが、常に對立的な存在を示して來た。當時複本位國

- 2) 嚴密に謂へば下落はまづ金單本位國と銀單本位國との間におこつた、委しくは Nogaro, B.: L'expérience bimétalliste du XIX siècle et la théorie générale de la monnaie (Revue d'économie politique, 1908, pp. 647—648) 參照。
- 3) 尙此の外に爲替動搖のはげしかつた紙幣國も之が安定を金爲替本位に求めるに至つたことを一言附け加へる必要がある。其の説明は別の機會にゆづる。
- 4) Subercaseaux, G.: Le papier-monnaie, 1920, pp. 38—39

に於ける金銀の比價は、金一に對し銀一五・五であり、この比價は十九世紀の第三四半期に到るまで、謂はゆる金銀の補償作用によつて維持され、むしろ複本位が卓越してゐたが、その後には諸般の經濟事情は遂に銀の下落を生ぜざるを得ざるに至つた——この事情については別の機會に詳述する。ここに於いて一方北米合衆國に於いては、一八七八年にブランド條例を、一八九〇年にはシャアマン條例を規定して銀對策を講じたが、之に對し、他方ヨオロッパ大陸に於いても、フランスを中心とするラテン貨幣同盟成立し、これ亦相應じて銀對策を企てた。併し一八七八年のパリ會議及び一八八一年のベルリン會議の失敗、特に一八九三年のブラッセル會議の無期延期の決議のごときは、要するに此等銀對策が何れも辿らざるを得なかつた不成功を語る以外の何もなかつた。

然るに此の秋にあつて、英領印度は謂はゆる金爲替本位を採用し、之によつて危機に瀕せる銀本位國を救ひ、その計畫の控目なるにも増して、その成功の極めて華やかなるものあるを示した。ここに英領印度の金爲替本位が、之と前後せる他の多くの同型銀對策と特に比較されて殊にその存在を明瞭ならしめる特殊の原因がある。

然らば此等兩者中、特に英領印度の存在がとりあげられたのは、單にその結果の成功不成功からのみ見て論議されるのであるか。成功不成功以外に注目すべき特性がないのか。私は此點に關して特段なる注意を拂ふ必要の存在を信するものである。蓋し、それまで歐米諸國に於いて論

議された銀對策なるものは、結局一の銀價格の引上政策即ち銀の復價政策であつた。然るに之に對し、英領印度の銀對策は、一に爲替の安定を企圖せる政策である。即ち歐米に於いては對策が銀の復價政策として稱へられ失敗したるに對し、英領印度に於いてはそれが爲替の安定政策として稱へられ成功したと見る、ここに兩者の銀對策の根本的立場に於ける重點がある。即ち私が特に英領印度の金爲替本位の存在理由を強調せんとする所以である。

かくて問題となるのは、英領印度は如何にしてこの金爲替本位の採用に成功するに至つたかといふことである。私は更にこの點を述べなければならぬ。

併しながら、既に述べたるごとく、英領印度に於ける金爲替本位には、既にこれより前に同一の傾向、類似の型式による貨幣本位が存在してゐた。従つて英領印度の金爲替本位を取扱ふに先立ち、まづ此等先在せる貨幣本位は如何なるものであつたかをその要領に於いて吟味することは、必ずしも無益でないばかりでなく、更に英領印度金爲替本位への理解を一層深める機縁ともなると信ずる。それゆゑ私は以下項を更めて先づこの點に論及し、然る後英領印度金爲替本位の成立について述べるであらう。

二 英領印度の金爲替本位採用前に於ける同型本位について

英領印度の金爲替本位が、如何なる理由によつてその當時に於けるその存在を顯著ならしめた

かの理由については已にのべた。しかしその銀對策の立場が、歐米諸國のそれと異なる點の特色に於いて、その有つ意義を明瞭にしてゐるとはいふけれども、なほ他方に於いて、この金爲替本位と同型又は類似の貨幣本位が當時又は其の以前から存在したことも注意しなければならぬ。

私の寡聞を以つてすれば、この點に關してまづ第一に擧げなければならぬものは、一六八五年佛領カナダに於いて行はれた例である。當時佛領カナダに於いては金銀の缺乏により紙幣が發行されてゐた。その最初は骨牌でつくられ、その一方に金額を記入したものであつたが、その後偽造を防ぐため、總督の署名をも示すに至つた。此間カナダ植民地政府は、この紙幣に對してはフランス向爲替手形を以つて兌換してゐた。金銀の缺乏が對外支拂に於いて、専ら爲替手形を用ひさせてゐたこと、恰も今日行はれてゐる兌換金庫制度に類似してゐた。この制度は、其後紙幣發行の統制が失はれ、紙幣の下落が爲替の下落を將來するに至るまで繼續された。これ實に國內兌換及び對外支拂手段たる金銀の缺乏を爲替手形によつて——その爲替手形は母國フランスに於いては金銀に替へられる——解決したものであつて、後年に於ける英領印度の金爲替準備の萌芽形態であると考へられてゐる。⁷⁾

更にまたこの金爲替本位は、一七六三年にはスコットランドに、一八〇四年にはアイルランドにも行はれてゐたといはれるが、極東に於いて特に注目されるものには一八四六年に於ける蘭領東印度銀爲替本位の例がある。以下更に之一瞥を加へるであらう。

7) Subercaseaux, G.: op. cit. pp. 38—39.

8) 金原賢之助：金爲替本位制度（金融大辭典、pp. 475）

9) Jenks, J. W.: Report on the certain economic question in the English and Dutch colonies in the Orient. 1902. 橫濱正金銀行調査課上掲書。

蘭領東印度に貨幣本位が採用されたのは相當古く、已に一六三〇年—四〇年時代にはオランダ銅貨が多く流通してゐた。この地は一七九九年オランダ東印度會社が崩壊するに及びオランダ國の所屬となつたが、其後ヨオロッパに於けるナポレオン一世の勃興は、一時オランダより獨立してバタヴィヤ共和國として存在するに至つてゐたこの領土を、更にその治下に併呑し再びオランダ國領とするに至つた。當時ヨオロッパに於ける英佛戰爭は植民地にも影響を及ぼし、極東に於ける兩國の紛争は一時之をばイギリスをして占領せしめるに至らしめたが、其後謂はゆるロンドン協約により再びオランダ植民地となるに至つた。此の間に於いて蘭領東印度には、英領印度、支那、日本、イギリス本國、オランダ本國の貨幣が雜然として流通し、就中蘭領東印度會社時代の銅貨最も多く、之に次ぐものは日本ナマコ型銅塊であつた。その後貿易關係より次第に金銀貨の流入を見るに至つたが、上述せる東印度會社の銅貨との間にグレシャムの法則が行はれ、金銀貨は常に銅貨によつて驅逐されてゐた。ここに於いて蘭領東印度當局は銅貨の回收を計畫し、ジャワ銀行をして銅貨の強制的回收を行はしめ、之に對し銅貨證券を發行させた。このことは一方に於いてジャワ銀行の金銀準備を激減せしめるに至つたので、之が對策として一八四六年謂はゆる銀貨假證券 (Zilver-Recepissen) を發行し、この銀貨假證券によりオランダ・ギルタ銀貨に對する兌換を保證すると共に、その銀との同一比率に於ける流通を認めたと。かくてジャワ銀行の銅貨證券其他の兌換は専らこの銀貨假證券によつて行はれるに至り、蘭領東印度に一種の銀爲替本位

が成立するに至つた。

しかのみならず、最初は銀貨假證券を以つてしては單にオランダ・ギルタ銀貨に對する兌換が保證されるのみで何等手續上の規定がなかつたのが、其後規定による爲替手形をオランダ政府に對して振出すときは、之に對しオランダ政府よりオランダ銀貨による支拂を受くることを得る規定が設けられるに至り、茲に銀貨假證券がオランダの銀本位と結合し、かくて蘭領東印度に於いて流通せる銅貨及び銅貨證券の回収は、銀貨假證券の發行、更に銀貨假證券のオランダ本國銀本位との結合、尙ほ更に進んではオランダ本國の銀本位を通ずる外國各種本位との結合を見るに至り、始めて蘭領東印度に於ける爲替が國際的關係に於いて安定するに至つた。

其後オランダの金本位採用と共に、蘭領東印度に於いても亦自ら金爲替本位、ついで金本位を採用するに至つた。¹⁰⁾ かくのごとき一聯の様式の發展過程は世界大戦前に於ける植民地母國間の金爲替本位成立の過程を語るものとして、極めて注目すべき現象であるといはなければならぬ。勿論この間に於いて、母國及び植民地間の爲替相場の變動が安定し、しかも銀の金に對する下落が植民地の輸出従つては産業を刺戟し、金爲替本位確立に參與したことは斷るまでもない。¹¹⁾

三 英領印度に於ける金爲替本位の成立

ひとは英領印度に於ける金爲替本位に關する貨幣政策が、銀本位國に於いて行はれたその最

10) 横濱正金銀行調査課：上掲書、pp. 35—40； Damougeot-Perron, G. et Boccon-Gibod, A.: Les systèmes monétaires contemporains, 1932, p. 110.

11) Jenks, J. W.: op. cit. pp. 151—152.

12) Icard, G.: Un nouveau régime monétaire; le Gold Exchange Standard, p. 23.

初のものであるといふ¹²⁾。それが何を意味するかといふ點についての説明は已に之を述べた。英領印度に於ける金爲替本位の存在理由はこれによつて明かである。

然らばその英領印度の金爲替本位は如何にして成立したか。以下その成立過程について若干述べるであらう。まづ最初に銀本位下に於ける英領印度の貨幣状態をのべ、次に一八九三年六月二十六日の改正について論述し、最後に之によつて如何に英領印度のルウペイ貨が安定したかを究明することとする¹³⁾。

(イ) 銀本位下に於ける英領印度の貨幣状態——一般に英領印度に於ける金爲替本位の實施は成功といはれ、特に當初に於いてはその採用に對する見透しに困難があつたにも拘らず、その目的はよく達成されたといはれる。この點に於いて一八九三年の規定は注目を惹く。蓋し已に述べたるがごとく、從來の銀對策は銀の復價政策であり、それらの諸政策の失敗が必然的に爲替安定を主眼點とせる英領印度のその成功と比較論議されるからである。

元來英領印度に於ける貨幣は、一七五三年イギリスの占領當時以來、已に多數に上つてゐた。ただその間に於いて一つの共通點は、其の基準に於いて銀を採用してゐたことである。従つて英領印度に於ける貨幣改革はこの基準を無視しては理解されない。イギリスが幾度か企てたところを見ても、その間銀本位を無視した政策の齎した結果は思はしからざるものであつた。

かくのごとき事情に於いて英領印度貨幣法の成立は、一八三五年の銀本位採用に始まる。この

13) Cfr. Algrave, p.: La question monétaire en Extrême-Orient dans "Questions monétaires contemporaines 1905"; Arnauné: Le bimétallisme français et le bimétallisme indien (Extrait du compte rendu de la séance du 28 mars 1903 Académie des sciences morales et politique); Charmers, R.: A History of Currency in the British colonies, 1903; Conant, Ch. A.: The Rise in silver 1905.; Détioux: La question monétaire en Indo-Chine, 1907; Icard,

とき採用された銀ルウペイは、即ち英領印度に於ける本位貨幣である。併し實際上にはイギリス政府は金一に對し銀一五・五の比率を以つて金の使用をも認めた。この黙認が必要とされたのは決して英領印度の土人のためではなく、主として英領印度に來住せる商人、官吏その他の人々のためであつた。そしてこのことが金銀比價の問題を提供した。

この金銀比價の變動上最も注意すべき現象は十九世紀の中頃に現はれた。即ちこのときに於ける銀の騰貴は、金銀の比價をして、從來の一對一五・五を一對一五とするに至り、この事情は北米合衆國をして金賣銀買の投機政策を採らしめるに至つた。¹⁴⁾ 英領印度政府はこれにより英領印度に於ける金の流入、銀の流出を緩和するため、一八五二年遂に法律を定めて金によるあらゆる支拂を禁じた。そして僅かに一八六三年に至り、母國イギリスとの關係を融和するため、始めて公然とソヴリン及び半ソヴリンの流通を認めるに至つた。このことが英領印度政府をして複本位採用を眞面目に考慮せしめるに至り、これがため、一八六七年には謂はゆるマンスフィールド委員會が任命された。併しやがて一八六七年—一八七三年間に惹き起された銀の激落は何等の結果をも齎さず¹⁵⁾に終つた。

この銀の下落は他方に於いて、一八七一年後のドイツ、デンマク、其他の金本位諸國の出現と共に益々銀本位國にとつて不利となつたが、殊に一八七四年ラテン同盟諸國の銀貨の自由鑄造停止が決定されるに及んで最も著しい打撃を與へた。¹⁶⁾ この事情は從來貨幣本位に關する世界圖を

G.: Un nouveau régime monétaire, le Gold Exchange Standard; Jenks, J.-W.: Report on certain economic questions in the English and Dutch colonies; Arnold, A.: Das Indische Geldwesen seit. 1893.; Keynes: Indian Currency and Finance, 1913.; Busse., Gold devisenwährung, 1932; Domany: Gold devisenwährung; Edwards, D. S.: Gold Reserves and the monetary standard 1933; Harris: Monetary Problems of British Empire, 1931.; Dada-

ば謂はゆる金本位國、金銀複本位國、銀本位國並に紙幣本位國の四分類から、謂はゆる金本位國、金銀跛行本位國、銀本位國、紙幣本位國の四分類に塗りかへさせ、しかも銀本位國及び紙幣本位國をしてその對外貨幣價值の安定手段を失ふに至らしめたからである。銀本位によれる英領印度が、當時何等かの方法により此の事情に順應しなければならなかつたことは極めて明かである。更に一方に於いて英領印度には謂はゆる Home Charge とよばれる負擔(其の額大約一七・百萬ポンド)があり、その銀下落による影響は著しく英領印度政府への重壓を増大させてゐたからである。のみならず、この事情は個人にとつても、例へば官吏商人のごとき、母國に對する送金を必要とするものにはまた同様の影響を與へた。此間にあつて政府は、官吏に對し一定の保證を與へ以つて之が應急策を講じてゐたが、一八八七年至り遂に貨幣改革を要求するの聲が特に高まり來り、此等の事情は一八九三年の貨幣改革を生ぜしめるに至つた。

(ロ) 一八九三年の貨幣改革——英領印度の貨幣制度はかくして修正されざるを得ざるに至つた。この點に對する英領印度政府の意圖は極めて強固なるものがあつた。ただ英領印度政府は慎重にこれが解決を考慮してゐたために、改革は極めて控目に展開され、特に北米合衆國に對しては極力その意のあるところが隠蔽されてゐた。シャアマン條例、ブラッセル會議、其他北米合衆國の策動は、勿論英領印度の貨幣改革の實現をして多少遅からしめたものではあるが、究極に於いて遂にこれを防ぎ得るものではなかつた。

chanji, B. E.: History of Indian Currency and Exchange, 1928.

14) Détioux: La question monétaire en Indo-Chine 224. (Icard: op. cit. p. 26.)

15) Icard: op. cit. p. 26.

16) 自由鑄造の廢止が銀下落の唯一の原因ではない。尙、此の點に就いては、Nogaro: L'expérience bimétalliste du XIX siècle, (Revue d'économie politique 1908, p. 653. 參照。

かくてこの貨幣改革は一八九二年十月二十一日、ハアシエル卿司會の下に討議されるに至つた。¹⁷⁾ 同報告は、翌年五月二十一日に發表され、同時に印度に通告された。この報告はルウピイをして銀より獨立せしめ、しかもこれに素材より大なる價值を與へんとするものである。同年六月二十六日の法律は實にこの意圖に基いて作成された。

この改革はその造幣局をば個人に對して閉鎖し、一ルウピイをば一六ペンスの比率に於いてルウピイ貨を安定せしめると共に、更にシリングとアンナ(十六分の一ルウピイ)との比率をも安定せしめんとした。しかしてそは如何なる結果を齎したか。

先づ第一にあげなければならぬのは銀の著しい下落を惹起したことである。即ち前年に於いて最高標準銀一オンス四三ペンス四分の三を示してゐたものが、同年に於いて僅かに三六ペンス十六分の九を示すにすぎず、下落は其後も激しく、一八九四年には二九ペンス十六分の十五の甚だしき低位に達した。

更に第二には、印度造幣局の閉鎖による銀相場とルウピイ相場との乖離である。即ち外國債務者は、その債務支拂のためには市場に對し銀の買入をしなければならなかつたが、この法律によつて之を行ふことができなくなつた。従つてルウピイを買ふには先づポンドを送り、そのポンドに對し一ポンド一五ルウピイ即ち一ルウピイ一六ペンスの爲替によらなければならなかつた。

かくて事實この法律の實施後に於ける爲替を見るときは、一ルウピイ一六ペンスの比率は維持

17) Cfr. Report of the Commission appointed to inquire in the Indian Currency 1893. (Herschell Committee's Report)

されなかつた。これによつて印度政府はルウピイ爲替を一五ペンス三十二分の八まで下落させた。従つて改革の當初には、その直接目的たる爲替安定は遂に達せられなかつた。

(ハ) 貨幣改革による爲替安定——かくのごとくハアシエル委員會の意見は法律によつて認められたけれども、之による爲替安定の目的は直に且つ充分に達することができなかつた。爲替は其後一八九五年に至り漸く回復し始め、一八九五—一八九六年に於いて一ルウピイ一三ペンス六三八、一八九七年に於いて一四ペンス四五一、漸く一八九九年に一六ペンスを示すに至つた。

この間に於いて、一八九七年、北米合衆國は銀の自由鑄造再開を目的とする提案をして來たが、英領印度政府は之を拒絶した。また一八九六年—一八九八年に亘る印度の饑饉及び通貨の不足は、政府をして金七・五三四グレェンによるルウピイに對し、四シリング四ペンスの割合を以つて紙幣を發行せしめるに至つた。その發行はまづ最初は六ヶ月、次に二ヶ年に亘つて行はれた。

英領印度政府はこの爲替の平價復歸を永續させるため、印度通貨より銀ルウピイを引上げ、これをば金を以つて代位せしめんとした。これは一方に於いて一八九二年、オオストリヤが採用せるところであると共に、更に一八九七年日本及びロシアが行つたところである。併し當時の英領印度には金準備資金がなかつたので、¹⁸⁾その實現には細心なる計畫を要した。是に於いて英領印度政府が採用した政策は、イギリス本國に對し、ロンドン拂借入金設定の權能を認めしめることであつた。併しイギリス本國は之を好まなかつたので、一八九八年八月二十九日遂にファウラア委

18) Conant: The Gold Exchange Standard in the light of experience (the Economic Journal, June, 1909, p. 199)

員會を¹⁹⁾ロンドンに開き、この問題を討議せしめた。その結果同委員會は英領印度政府の提議を認めず、印度向爲替の騰貴は印度通貨の不足によるものでないことを通告した。²⁰⁾

これと共に英領印度に於ける金の所有高は次第に増加し、その發行準備は一八九八年三月末に一七〇、二八〇・ポンド、一八九九年三月末に二、〇三五、四四八・ポンド、一九〇〇年三月末に七、七九六、〇一九・ポンドを示した。政府はこの金を以つて銀ルウピイに代へて流通せしめんとしたが、此度は土人の反對するところとなつた。そは又先に示した印度政府の提案に對する反對でもある。かくのごとき事情に於いて、ルウピイ銀貨をば流通より引上げんとする考は、むしろ反對にその鑄造再開とならざるを得なくなり、政府は毎年約一〇八・一百万ルウピイを流通に附するに至つた。しかもこれによつて一ルウピイ一六ペンスの公定比率には何等著しい妨害は加へられなかつた。かくのごとき事情に於いて英領印度に於ける爲替安定の目的は始めて達せられるに至つた。

之を要するに、英領印度に於ける爲替安定は、一八九三年のハアシエル委員會に於いて計畫され、一八九九年のファウラア委員會に於いて完成された。それによれば爲替安定は英領印度に於ける金の流通によつて支持されるものではなく、印度内には銀ルウピイを流通せしめ、金に對する問題は金銀比價を決定することによつてその目的を達成した。

其後一九〇〇年以後に於いて、謂はゆる Gold Standard Reserve (略して G. S. R. 以下之に準ず) が設定され、之によつて爲替の維持が圖られた。この基金は一九〇六年に至るまで連續的に増加

19) Cfr. Report of the commission appointed to inquire in the Indian Currency, London, 1898-1899. (Fowler Committee's Report)

20) 實際は此の Fowler Committee の報告に基き 1899 年の Indian coinage and paper currency act は規定された。

21) Harris: Monetary Problems of the British Empire, pp. 414-418; Icard: op. cit. pp. 39-42.

したが、その金額は次表のごとくである。²²⁾

第一表 一九〇一年—一九〇六年のG.S.R.金額(單位ポンド)

一九〇〇—一九〇一	三、〇三一、〇〇〇	一九〇三—一九〇四	六、四五四、〇〇〇
一九〇一—一九〇二	三、三五四、〇〇〇	一九〇四—一九〇五	八、四七八、〇〇〇
一九〇二—一九〇三	三、八一、〇九〇	一九〇五—一九〇六	一二、二六二、七〇〇

このG.S.R.は一流有價證券例へば政府によつて保證された證券、大藏省證券、戦争公債のごときものに投資された。一九〇三年に於ける残額はその金額六、四五四、〇〇〇・ポンド中僅かに二五四、〇〇〇・ポンドにすぎなかつた。

このG.S.R.に於いて注目すべきことは、このG.S.R.自體を以つてしては決して永續的な爲替維持の目的は達成され得ないといふことである。換言すればこのG.S.R.が如何に堅實であつても、その爲替維持目的達成には限界があるといふことである。

G.S.R.と共に注目すべきものに Paper Currency Reserve ²³⁾がある。そは英領印度に於ける通貨發行準備にあてられるものであるが、一八九八年に始めて設定されて以來爲替機構に於いて極めて重要な地位を占めるに至つたが、此點は其後ロンドンに於いて Paper Currency Chest が創設され、Paper Currency Reserve が二分するに至つて特に注目しなければならなくなつた。この Paper Currency Chest は一九〇五年の紙幣條例に於いて認められたものであるが、その主要な

22) Détiens: La question monétaire en Indo-Chine, p. 246 (Icard: op. cit. p. 39)

23) Harris: op. cit. p. 414—418; Icard: op. cit. pp. 39—42.

役割は、金を用ふることなくして一ルウピイ一六ペンスの爲替比率を維持するにある。

これらの手段によつて英領印度並にイギリス本國との間には通貨の移動は最少限度に減ぜらるに至り、一九〇〇年以後は印度省證券も次第に増加し、之と共に印度への金の流出も減ずるに至つた。今一八九三年より一九〇八年に至る印度省證券の年平均を擧げると左表の通りである。

第二表 一八九三年—一九〇八年印度省證券年平均額(單位ポンド)

一八九三—一八九九	一七、四三四、〇〇〇	一九〇〇—一九〇六	二六、七五〇、〇〇〇
一八九九—一九〇〇	一七、七五〇、〇〇〇	一九〇七—一九〇八	三一、五七六、〇〇〇

印度の對英爲替は、かくのごとき事情に於いてその安定目的を達成した。今一八九三年より一九〇六年に亘り、印度省證券の最高最低及びその差をあげると次のごとくである。²⁵⁾

第三表 印度省證券價格

年	最高	最低	差
1889—90	17 15/32	16 1/16	1 13/32
1890—91	20 29/32	16 15/16	3 31/32
1891—92	17 11/16	15 1/16	2 5/8
1892—93	15 31/32	14 5/8	1 11/32
1893—94	16 1/32	13 9/16	2 15/32
1894—95	13 29/32	12 13/32	1 1/2
1895—96	13 27/32	13 3/32	1 1/4
1896—97	15 27/32	13 13/16	2 1/32
1897—98	16 1/8	14 15/32	1 21/32
1898—99	16 5/32	15 3/12	1 1/12
1899—00	16 3/8	16 15/16	7/16
1900—01	16 5/32	15 29/32	1/4
1901—02	16 1/8	15 29/32	7/32
1903	16 1/8	15 29/32	7/32
1904	16 5/32	15 31/32	6/32
1905	16 1/8	15 31/32	9/32
1906	16 3/16	15 15/16	1/4

24) Icard: op. cit. p. 42.

25) Icard: op. cit. p. 42.

以上は英領印度に於ける貨幣改革過程の大要である。總じていへば、その結果は最初に豫測された悲觀にも拘らず、尙又その對策の極めて消極的であつたにも拘らず、その結果に於ける成功は著しいものであつた。大體に於いて直接には銀の自由鑄造を禁じ、その貨幣價值を素材價值よりも優位に於いて保證したのであるから、貨幣改革成功の直接原因は造幣局の閉鎖であるといへるかも知れない。しかしその成功を決定的ならしめたものは實は良好なるバランスである。その他の要素の參加が勿論ないとはいへないが、²⁶⁾ バランスが常に優位であつたことはこの問題の窮極の原因である。實際上に於いても今一八五二年から一八九六年に亘る間にあつて、輸入は年平均八〇一、六三三、〇六〇ポンド、輸出は一、〇〇九、七九七、六五〇ポンドであつたが、一九〇〇年後は次表のごとく、輸出は常に益々輸入に超過するに至つてゐる。

第四表 英領印度の對外貿易額(單位百萬ルッビイ)

年	輸 入	輸 出	年	輸 入	輸 出
一九〇〇	九一六・七	一、一六九・九	一九〇六	一、二四〇・〇	一、六八一・六
一九〇一	九二七・四	一、一四八・三	一九〇七	一、三五五・一	一、八二六・三
一九〇二	一、〇一一・七	一、三二九・二	一九〇八	一、六二七・一	一、八二八・〇
一九〇三	一、〇四〇・四	一、三七六・二	一九〇九	一、四三九・〇	一、五八九・八
一九〇四	一、一六七・六	一、六一一・一	一九一〇	一、五四四・九	一、九四一・一
一九〇五	一、二九七・一	一、六五四・八			

(二) 要言——以上之を要するに、英領印度のごとき金爲替本位の成立には三つの要素が考へら

26) Cfr. Heyn, Otto, : Arbeiterverhältnisse in den englischen und holländischen Kolonien Ostasien (Jahrbücher fuer Nationalökonomie 1904 S. 676—679.)

27) Economiste Européen, No. 1025. p. 264.

れる。

第一には銀本位²⁸⁾のごとき統一貨幣單位を有つてゐるといふことである。英領印度もその最初にあたつては國內に於ける貨幣制度は數十に亘り、貨幣制度はその國の數だけあるとさへいはれた。然るにも拘らず、その間に於いてよく金爲替本位を完成せしめたことは、銀本位を通じて共通性を求め得たからである。

第二に於ける特性は、英領印度が一方に於いて銀の大需要者であるけれども、更に他方に於いてかなり大量の金生産者であるといふことである。このことは爲替の安定に對して有力なる作用を有つものであり、對外バランスに於けるクレデットの²⁹⁾上に重要な地位を占めるものである。

最後に第三³⁰⁾には、英領印度の對イギリスバランスが常に輸出超過に基く貸方勘定であつたといふことである。已にのべたるがごとく、バランス改善方策としての借入金政策は、それ自體全然無力であるとはいひ得ないけれども、その爲替安定の目的を達するについては一定の限界を越えることはできない。金爲替本位國に於ける爲替安定をして窮極決定的たらしめるものは、實に對外バランスに於ける貸方勘定の性質如何にかかる。英領印度がたとひその貨幣改革に於ける對策に於いて極めて控目なものがあつたとはいふけれども、その貨幣改革をして日本、ロシヤのごとき豫備的準備なくして尙ほ能くその目的を十分に達し得た所以は、その對母國バランスの優位によるものであることは疑ひを要しない。

28) Conant: op. cit. p. 200.; Icard: op. cit. p. 29.

29) Icard: op. cit. p. 29.

30) Icard: op. cit. p. 29.; Conant: op. cit. p. 197.

かくて此の制度は世界大戦前まで繼續した。しかし其間に於いて、母國中心主義に決定されたこの金爲替本位は英領印度側の反對を受けざるを得ず、かくてこれが修正のため一九一三年チェンバレン委員會が組織されたが、其の結果を見ることなくして世界大戦に參加するに至つた。

四 結 言

以上之を要するに、一八九三年に始まつて一八九九年に其の特別なる意義を以つて完成された英領印度の貨幣改革は、よく爲替安定を目標とし、その達成に新傾向を示し、それまでの歐米各國銀對策の失敗に一大示唆を齎した。

同改革に於いては、如何なる金屬の自由鑄造も認められず、しかも金は政府の默認によつて貨幣本位たるのあらゆる長所を齎した。銀の流通は金との比價に於いて維持され、しかもラテン同盟諸國のごとく銀の鑄造は禁ぜられてゐない。この點に於いてこの英領印度の制度は一の金爲替本位である。ここにやがて金爲替本位として北米合衆國に認められ、フイリッピン其他に採用されたものとの共通點がある。³¹⁾

今兩者を比較するに、その貨幣改革に於ける特徴は共に、對内流通は銀でありながら、價格の標準は金である。唯フイリッピン其他に於いて採用されたものに於いては爲替賣買を取扱ふ爲替局又は兌換金庫が個人のために解放されてゐるに對し、英領印度に於いては之に該當する Gold

31) 尤も嚴密に云つて兩者の異なるは勿論である、此の點については Conant : op. cit. p. 190, 參照。

Standard Reserve 及び Paper Currency Chest なる機關は、何れも政府の管理するところであつて、個人には解放されてゐない。従つて前者に於いて、爲替の變動は北米合衆國及びその植民地の兩地の事情によつたけれども、後者にあつては全然イギリス本國の意圖によつてリードされ、英領印度の事情は省られない。せいぜいのところ第二義的に取扱はれたに過ぎない。此點は特に注目を要するところであらう。リンゼン案³²⁾のときがイギリスに容れられず、北米合衆國案に於いて漸くその存在が示された事情もまた興味ある點である。

かくのごとき相違にも拘らず、英領印度の貨幣改革はその有つ特性に於いてよく銀對策を解決し、ルウロオ³³⁾をして、ボンベイ政府はその慎重であつたに比してはるかに大なる幸運に恵まれたといはしめてゐる。たゞその改革に於ける過程は、印度が英國植民地としての特性に基くものであり、我々はそこに印度の貨幣改革は終始その支配者イギリス本國の利益を基準として追求されたものであることを原則的に斷定することができる。

更に又金爲替本位のごとき制度も、決して人間の叡智が理想的に考へ出したものではなくて、貨幣本位が我々の經濟生活に及ぼす影響、特にその實際上の不利不便が改善され控除される段階に於いて、生成し展開するものであることを注目すべきである。そしてまたその限りに於いて、かかる金爲替本位も決して同一無二の内容形式を有つものでなく、その適用される經濟自體の特性に少からず規定されるものであることが理解されるべきである。

32) Jenks, J.-W.; op. cit. p. 151.; Icard: op. cit. pp. 46—47.

33) Roulleau: Les réserves d'or de l'Inde et de l'Amérique du Sud p. 39.